

入間市立仏子小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、いじめの中に犯罪行為として取り扱われるものもある。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関係する問題であると認識する。
- 全ての児童（生徒）が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

（２）いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の3点をポイントとする。

- ①いじめの情報は全て組織で対応する。
- ②いじめ被害を訴えた児童とその保護者に寄り添う。
 - ・被害児童が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当するととらえる。
 - ・組織としてきちんと確認した上で、児童や保護者に伝える。
- ③情報を正確に記録する。
 - ・「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など5W1Hに沿って時系列で正確な情報を記録する。

Ⅱ いじめ問題に対する取組体制（生徒指導委員会）

※生徒指導委員会はいじめ防止推進委員会を兼ねる

（１）「生徒指導委員会」

いじめ防止に関する措置等に関して効果的に計画・運営を行うため、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、各学年主任により構成され、必要に応じてスクールカウンセラー（以下、SCという）、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）と連携を行う。月に１回または必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて外部機関とも連携を取る。

（２）生徒指導委員会

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめを起こさない積極的な生徒指導に関わる計画の作成・実行 ○「諸問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳授業」の計画、実施 ○特に配慮が必要な児童生徒へ適切な支援 ○学校評価による検証と基本方針の見直し ○SC・SSWとの連携	→教頭・生徒指導主任 →生徒指導主任 →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） →教頭・教務主任（立案・実施・まとめ） →全職員（窓口：教頭）
早期発見	○生徒指導上の情報収集・集約・情報共有 ○人間関係に関するアンケートの実施・集約・分析 ○SC・SSWとの連携 ○学校便りや保護者会を通じた情報公開	→生徒指導主任 →生徒指導主任 →教頭・教育相談担当 →校長、学年主任
早期対応	○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の児童に対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の児童や保護者への心のケア	→全職員 →全職員 →全職員
重大事態への対処	○市教育委員会への報告と連携 ○被害の児童への緊急避難措置の検討、実施 ○加害の児童への懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第２８条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携	→校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭・学年主任 →校長・教頭

（３）生徒指導委員会の実施日程

- ・月末月曜日に生徒指導委員会を実施し、実態を把握する。
- ・年間５回のいじめ防止に関わるアンケート（以下、ぶしっこアンケートという）を実施し職員の共通理解を図る
- ・週に１回、生徒指導に関わる報告を全職員で実施する。

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
- ・道徳科の授業では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持ち、主体的に考え、防止に向けて行動を起こせるような取組に教育活動全体を通して推進する。
- ・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- ・児童が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・一人一人の児童を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。

②基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

- ・ねらいを明確にした授業を実践する。
- ・児童の言葉でまとめや振り返りの時間の設定をする。

④授業規律の確立

- ・授業規律を確立し、集中して授業を受けさせる。

⑤行事や委員会活動の充実

- ・運動会、ぶしっこ祭り、6年生を送る会などの行事や児童会活動などで、児童の主体的な参加による活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組

- ①主体的にいじめ問題を考え、教育活動全体で取り組む道徳教育
- ②全教育活動を通じて取り組む人権教育
- ③発達段階に応じた計画的な体験学習の実施
- ④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動

(3) 職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

- ①授業力向上のための校内研修、学校研究の実施
- ②生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒に関する校内研修の実施

(4) 保護者や地域への働きかけ

- ① 1 年間に 1 回以上の道徳の授業公開
- ② 定期的な学校だよりの発行
- ③ P T A の各種会議などのいじめの実態や指導方針などの情報提供

IV いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・ いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・ 早期発見のためには、日頃から教職員と児童、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・ いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ・ 全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・ 全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

(2) 学校生活に関するアンケートの実施

- ・ 年 5 回ぶっっこアンケートを実施する。アンケート結果により、個別に話を聞き、対応する。全体的な分析を行う。

(3) 教育相談体制の充実

- ① 日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 学期に 2 回ぶっっこアンケートをし面談の実施
- ③ 週に 1 回さわやか相談員が来校する日を児童に知らせ、気軽に相談ができる環境を作る。
- ④ 保護者に対して、日頃から連絡を密にし、相談できる関係をつくる。
- ⑤ 個人面談等を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑥ 公の相談窓口、相談機関について広報する。

(4) 地域との連携

- ① 学校地域連絡協議会や学校サポートチームなど、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
- ② 学校応援団との連携を図る。

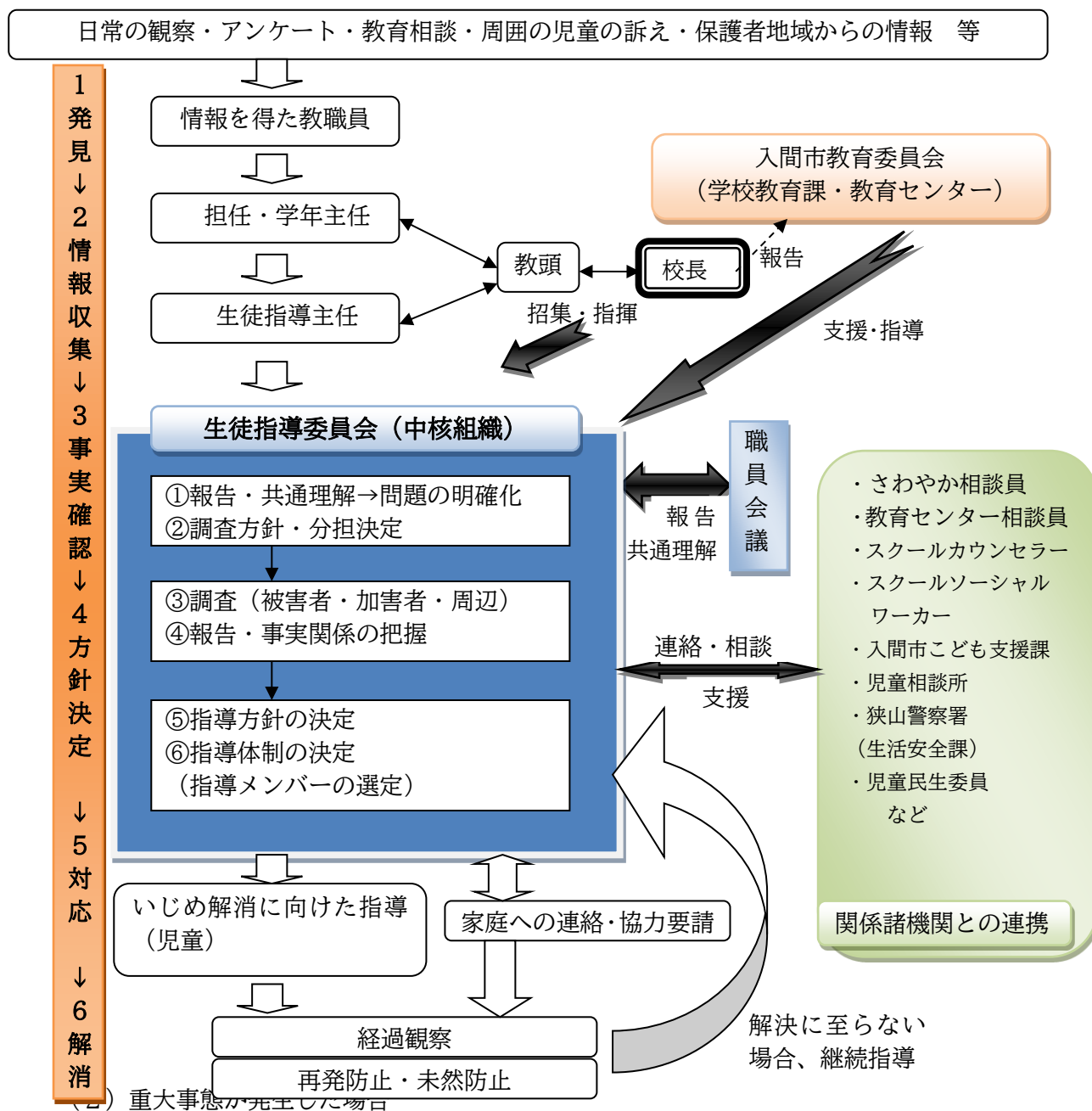
V いじめへの対応

8 〈基本方針〉

- ・ いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 被害者児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・ 解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ 必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。また、緊急のいじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに教育委員会へ連絡・報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

【重大事態の定義】第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

VI ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・携帯電話やスマートフォン等を子供が使用することで、弊害や危険性が指摘されており、さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、児童がトラブルに巻き込まれないようにするためには、携帯電話やスマートフォン等を持たせるべきではないと考える。
- ・保護者の責任において、多くの児童が携帯電話やスマートフォン等を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話等機器の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板に書き込んだり、メールや画像等を送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ①メールによるいじめ
- ②LINE、ツイッター等、SNSを利用したインターネット上でのいじめ
- ③学校裏サイトによるいじめ など

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発

- ①携帯電話等を持つことにリスクを鑑み、保護者として子供を指導し、トラブルに対して責任がもてるのかを検討する。
- ②子供たちのパソコンや携帯電話を管理するのは保護者である。
- ③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながる可能性があること。